

『虞美人草』 刑法と人情

Junko Higasa 2013.11.14

「男社会の法律か、女世界の人情か」のイプセンの『人形の家』は『草枕』から『虞美人草』に脈々と引き継がれている。それを芥川龍之介の『猿蟹合戦』が解説する。『とにかく猿と戦ったが最後、蟹は必ず天下のために殺されることだけは事実である』

『虞美人草』の女たちにおいて、天下とは国が定める法律である。明治3年布告の法典「新律綱領」で、妾が妻と戸籍上同等に扱われて公認されたのち、同31年の戸籍法によって戸籍から抹消されるまでの夫婦制度の推移の中で、女たちの運命は変転する。

時代の流れに寄り添う糸子は縮緬の猿のついた鉤を使う。すなわち女のする仕事をして法律を遵守する。小夜子は「二人の女が同戸籍を得られない」法律の下、夫と目した男を藤尾と争わねばならず、負けそうになった。藤尾の母は、欽吾の母と同等扱われたのち法律に逆らう企てをしたが、最後には欽吾の面倒になるという法律に従った。だが唯一最後まで法律に抵抗した女がいる。それが藤尾である。『猿蟹合戦』を言い換えて「法律と戦ったが最後、法律のために殺されることだけは確かである」

藤尾の従うべき当時の法律は「父の決めた結婚に従う」「亡き父の代行者である家督相続人の兄の決定に従う」というものであった。それに反抗して自分の意思による結婚・相続を企てた藤尾は、当時の日本の法と戦ったが最後、法に殺される運命にあった。